

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>カードローン融資要項（統一版）</u></p> <p>1 貸付対象者</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が次の条件を満たすこと。<sup>(補足)</sup></p> <p>a～d (省略)</p> <p>【補足】 (省略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【特認事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得証明は公的証明書（給与所得者は住民税決定通知書あるいは課税証明書、自営業者は納税証明書あるいは確定申告書※）を原則とするが、農業者は <u>JA</u> 発行の所得証明書、給与所得者は <u>(削除)</u> 企業発行で印字されている源泉徴収票でも可とする。</li> </ul> <p>※e-Taxを利用した確定申告書を使用する場合は、受信通知の提出を受け、氏名、所得金額、申告納税額等の項目が確定申告書と一致していること、エラー情報が無いことを確認する。</p> <p>※書面申告による確定申告書を使用する場合は、「申告書等情報取得サービス」等により取得した写し（税務署が受付した事実が確認できるもの）の提出を受ける。</p> </div> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) <u>JA</u>との間に次の安定した信用事業取引実績があること。</p> <p>a (省略)</p> <p>b 農業者以外の場合</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 契約金額が100万円超300万円以内の場合</p> <p>給与所得者は、給振、財形、公共料金等の口座振替、JAカード、定期貯金、定期積金、年金について、2種類以上の取引実績があること。</p> <p>農業者以外の自営業者は、<u>JA</u>との信用事業取引3年以上であり、定期貯金50万円以上の実績があること。</p> <p>(6) 信用状況に不安がないこと。<sup>(補足)</sup></p> <p>a～b (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等がないこと、および個人信用情報機関の情報等を参考にして判断すること。</li> <li>在日外国人の場合は、住民票（写）<u>に加えて</u>、永住者の表示がある在留カード（写）または特別永住者証明書（写）の<u>提出を受け、年齢と永住許可を確認する。</u></li> </ul> </div> <p>(7)～(8) (省略)</p> <p>(9) <u>JA</u>との間でカードローン取引を行っていないこと。<sup>(補足)</sup></p>	<p style="text-align: center;"><u>カードローン融資要項（統一版）</u></p> <p>1 貸付対象者</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が次の条件を満たすこと。<sup>(補足)</sup></p> <p>a～d (同左)</p> <p>【補足】 (同左)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【特認事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得証明は公的証明書（給与所得者は住民税決定通知書あるいは課税証明書、自営業者は納税証明書あるいは確定申告書※）を原則とするが、農業者は <u>農協</u> 発行の所得証明書、給与所得者は <u>健康保険証で勤務先が確認できる場合の</u> 企業発行で印字されている源泉徴収票でも可とする。</li> </ul> <p>※e-Taxを利用した確定申告書を使用する場合は、受信通知の提出を受け、氏名、所得金額、申告納税額等の項目が確定申告書と一致していること、エラー情報が無いことを確認する。</p> <p>※書面申告による確定申告書を使用する場合は、「申告書等情報取得サービス」等により取得した写し（税務署が受付した事実が確認できるもの）の提出を受ける。</p> </div> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) <u>農協</u>との間に次の安定した信用事業取引実績があること。</p> <p>a (同左)</p> <p>b 農業者以外の場合</p> <p>(a) (同左)</p> <p>(b) 契約金額が100万円超300万円以内の場合</p> <p>給与所得者は、給振、財形、公共料金等の口座振替、JAカード、定期貯金、定期積金、年金について、2種類以上の取引実績があること。</p> <p>農業者以外の自営業者は、<u>農協</u>との信用事業取引3年以上であり、定期貯金50万円以上の実績があること。</p> <p>(6) 信用状況に不安がないこと。<sup>(補足)</sup></p> <p>a～b (同左)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等がないこと、および個人信用情報機関の情報等を参考にして判断すること。</li> <li>在日外国人の場合は、住民票（写）<u>(追加)</u>、永住者の表示がある在留カード（写）または特別永住者証明書（写）の<u>いずれかを受領すること。</u></li> </ul> </div> <p>(7)～(8) (同左)</p> <p>(9) <u>農協</u>との間でカードローン取引を行っていないこと。<sup>(補足)</sup></p>

改正後	現行
<div data-bbox="225 279 1356 388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補足】 ・他 <b>JA</b> を含め他の統一ローンのカードローンとの併用は認めない。</p> </div> <p>(10) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 契約金額 契約金額が300万円以内（10万円単位）であり、次の条件をいずれも満たしていること。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 本ローン契約金額、既往の多目的、マイカー、教育の各ローン残高、<b>JA</b>内その他無担保借入金（リフォームおよび栃木県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）および他金融機関からの無担保借入金の合計額の前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）に対する比率（以下、「借入比率」という。）が150%以内であること。<sup>（補足）</sup></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(6) 本ローン契約金額、既往の多目的、マイカー、教育、リフォームの各ローン残高および、栃木県農業信用基金協会保証付の無担保住宅資金、生活関連資金の残高の合計額が1,500万円以内であること。</p> <div data-bbox="225 1014 1356 1371" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補足】 ・本ローンおよび各金融機関の各種カードローンおよび、クレジットカードの年間返済額は、以下のとおり。</p> <p>a 原則として極度額の2%（万円未満の金額は万円に切上げ。）の12倍とする。ただし、個人信用情報機関の情報において他金融機関カード口座等利用情報に極度額の表示のない場合は12万円とする。</p> <p>b 利用残高がゼロの情報、解約情報、および利用残高が3万円以下の情報は除く。</p> <p>・他 <b>JA</b> でのローン、借入金残高も含める。</p> </div> <p>4～5 (省略)</p> <p>6 契約期間</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 契約者から解約の意思表示がなく、<b>JA</b>がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。<sup>（補足）</sup></p> <div data-bbox="225 1598 1356 1948" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補足】 ・契約更新時の点検は次のとおり。</p> <p>a K S C情報において、貸付自粛情報がないこと。</p> <p>b <b>JA</b>内において延滞のないこと。</p> <p>c 利息徴収時点で延滞が発生し、1か月経過後も解消していない場合または更新日の2か月前の所定の日に極度額の90%以上残高のある場合は、C R I N情報の事故情報がないこと。</p> <p>d 利息徴収時点で延滞が発生し、1か月経過後も解消しない案件は、所在等連絡先が確認</p> </div>	<div data-bbox="1567 279 2697 388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補足】 ・他 <b>農協</b> を含め他の統一ローンのカードローンとの併用は認めない。</p> </div> <p>(10) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 契約金額 契約金額が300万円以内（10万円単位）であり、次の条件をいずれも満たしていること。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 本ローン契約金額、既往の多目的、マイカー、教育の各ローン残高、<b>農協</b>内その他無担保借入金（リフォームおよび栃木県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）および他金融機関からの無担保借入金の合計額の前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）に対する比率（以下、「借入比率」という。）が150%以内であること。<sup>（補足）</sup></p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(6) 本ローン契約金額、既往の多目的、マイカー、教育、リフォームの各ローン残高および、栃木県農業信用基金協会保証付の無担保住宅資金、生活関連資金の残高の合計額が1,500万円以内であること。</p> <div data-bbox="1567 1014 2697 1371" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補足】 ・本ローンおよび各金融機関の各種カードローンおよび、クレジットカードの年間返済額は、以下のとおり。</p> <p>a 原則として極度額の2%（万円未満の金額は万円に切上げ。）の12倍とする。ただし、個人信用情報機関の情報において他金融機関カード口座等利用情報に極度額の表示のない場合は12万円とする。</p> <p>b 利用残高がゼロの情報、解約情報、および利用残高が3万円以下の情報は除く。</p> <p>・他 <b>農協</b> でのローン、借入金残高も含める。</p> </div> <p>4～5 (同左)</p> <p>6 契約期間</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 契約者から解約の意思表示がなく、<b>農協</b>がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。<sup>（補足）</sup></p> <div data-bbox="1567 1598 2697 1948" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補足】 ・契約更新時の点検は次のとおり。</p> <p>a K S C情報において、貸付自粛情報がないこと。</p> <p>b <b>農協</b>内において延滞のないこと。</p> <p>c 利息徴収時点で延滞が発生し、1か月経過後も解消していない場合または更新日の2か月前の所定の日に極度額の90%以上残高のある場合は、C R I N情報の事故情報がないこと。</p> <p>d 利息徴収時点で延滞が発生し、1か月経過後も解消しない案件は、所在等連絡先が確認</p> </div>

改正後	現行
<div data-bbox="240 262 1362 394" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>できること。 ・点検を行った結果、上記の基準を満たさない場合は、解約または新規契約に準じた審査を行うこと。</p> </div> <p>(3) (省略)</p> <p>7 貸付金利 <u>JA</u>所定の利率とし、金利種類は変動金利型であること。</p> <p>8～10 (省略)</p> <p>11 遅延損害金 <u>JA</u>所定の利率とする。遅延している元金に対して請求する。</p>	<div data-bbox="1581 262 2703 394" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>できること。 ・点検を行った結果、上記の基準を満たさない場合は、解約または新規契約に準じた審査を行うこと。</p> </div> <p>(3) (同左)</p> <p>7 貸付金利 <u>農協</u>所定の利率とし、金利種類は変動金利型であること。</p> <p>8～10 (同左)</p> <p>11 遅延損害金 <u>農協</u>所定の利率とする。遅延している元金に対して請求する。</p>